

## 公益財団法人糸賀一雄記念財団賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人糸賀一雄記念財団（以下「財団という」）定款第35条の規定に基づき、この財団の賛助会員（以下「会員という」）の入会および退会ならびに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種別)

第2条 この財団の賛助会員は、「個人会員」と「団体会員」とする。

### (入会手続)

第3条 財団の目的に賛同し、公益財団の会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

### (会費の納入)

第4条 会員は、賛助会費（以下「会費」という。）を毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、入会年については、財団が指定した期日までに納入するものとする。

2 会費は、財団が指定した金融機関口座への振込により納入するものとする。

### (会費の額および会費の使途)

第5条 会員は、会員になった時および毎年、次の額を納入しなければならない。

(1) 個人会員 1口 3,000円

(2) 団体会員 1口 10,000円

(3) 学生会員 1口 1,500円

2 賛助会費のうち、70%を表彰・啓発事業（公益目的事業）のために使用し、30%を法人の管理運営（法人会計）のために使用する。

### (会費の不還付)

第6条 会員が納付した会費は、いかなる理由があっても還付しない。

### (会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由により会員資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 個人会員にあつては死亡したとき。

(3) 団体会員にあつては解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会手続)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第9条 会員が、財団の名誉を傷つけ財団に損害を与え、または財団の目的に反する行為のあったときは、理事長は当該会員を除名することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成23年10月27日から施行する。

附則

この規程は、財団の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年9月6日から施行する。

平成28年度の賛助会費から適用する。